

大磯町第五次総合計画 後期基本計画策定方針

1. 後期基本計画策定の趣旨

総合計画は、地方自治法による義務付け（基本構想の策定及び議決の必要性）はなくなりましたが、本町では、総合計画の位置付けを明確化するため、「大磯町総合計画策定条例」を制定し、町の最上位計画として町民の代表である議会の議決を引き続き求めることとしています。

そこで、本町では、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像とし、長期ビジョンを示すとともに総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を見通した「大磯町第五次総合計画」を策定しました。

また、令和 3 年度から令和 7 年度までの「前期基本計画」では、「人口減少・少子・超高齢社会への適応」、「定住人口の安定化」をめざす方向性とし、基本構想の基本理念で示す「住んでみたい」、「住み働きたい」、「いつまでも住み続けたい」と思える未来につながる大磯町を町民、行政、事業者が連携して創り上げてきました。

令和 8 年度から令和 12 年度までの「後期基本計画」の策定にあたっては、これまでの施策を振り返りながら、10 年後、20 年後の社会の流れを意識した中で、大磯町第五次総合計画の集大成となる計画の策定方針を定めます。

2. 計画の基本方針

総合計画は、全ての分野における行財政運営の基本となる地方自治体の最上位計画として、今後のまちづくりの方向性を示すものです。策定にあたっては、次のことを基本方針とします。

（１） 本町の地域特性を踏まえたまちづくり計画

- ・ 役場本庁舎、消防庁舎及び町立小中学校の校舎等の公共施設の整備や多様化する町民ニーズなどの変化に、的確かつ迅速に対応し、本町の地域特性を踏まえた計画を策定します。

（２） 実効性のある分かりやすい計画

- ・ 求められるまちづくりに対応した施策の選択や展開を図ることにより、誰もが共有でき、実効性のある、分かりやすい計画を策定します。

（３） 町民参画による計画づくり

- ・ 町民アンケート調査や町民との意見交換会など、様々な機会を捉えて適切かつ慎重な町民参画を求め、町民ニーズを的確に把握し計画に反映させます。

（４） 他の計画等との関連性

- ・ 町の各施策分野において策定した個別計画や、国や県等の上位計画との整合を図ります。

(5) 計画の進行管理体制

- ・ これまでも実施してきたPDCAマネジメントサイクル（Plan〈計画〉、Do〈実施〉、Check〈評価〉、Action〈改善〉）を継続することで、予算と整合性を図りながら、事業の改善ができる体制を整備します。

3. 後期基本計画の策定体制

(1) 庁内の策定体制

- ・ 計画策定への職員の参画意識を高め、実効性のある計画とするため、「大磯町総合計画策定委員会」を設置し、全庁的な連絡調整を図り、計画の策定を推進します。

(2) 総合計画審議会

- ・ 大磯町附属機関の設置に関する条例に基づき設置されている「大磯町総合計画審議会」において計画骨子案、素案について審議します。

(3) 町議会

- ・ 策定の各段階において、町民の代表である議会の意見を反映させるため、各段階において所管の議会常任委員会（協議会）にて説明を行います。

(4) 町民の参画体制

- ・ 無作為抽出した個人を対象とした町民アンケート調査の実施や、計画素案に対するパブリックコメントの実施など、手法と町民範囲を組み合わせ、現状に見合った適切かつ慎重な町民参画により、町民ニーズを計画に反映させます。

なお、町民参画を求める際には、その目的や内容を分かりやすく提示したうえで実施します。

4. 総合計画の構成

大磯町第五次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構成としています。それぞれの期間は次のとおりです。

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
基本構想	【まちの将来像】 紺碧の海に緑の映える住みよい大磯 【基本理念】 郷土の誇りとくらしの親和／つながりと創生 【施策の大綱】 柱Ⅰ. 安全安心でいきいきとくらせるまちづくり 柱Ⅱ. 町民の力や知恵が集まるまちづくり 柱Ⅲ. 快適でくらしやすいまちづくり 柱Ⅳ. 心豊かな人を育むまちづくり 柱Ⅴ. 元気や活力が生まれるまちづくり									
基本計画	前期基本計画（５年間） 【めざす方向性】 ○ 人口減少・少子・超高齢社会への適応 ○ 定住人口の安定化 【重点プロジェクト】＝地方版総合戦略事業（まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案） 1. 働く人を応援するプロジェクト 2. 妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえるプロジェクト 3. 住む人の安心なくらしを守るプロジェクト 【部門別計画】					後期基本計画（５年間） 【めざす方向性案】～キャッチフレーズ～ ○ 新規の方向性① ○ 新規の方向性② 【重点プロジェクト案】＝地方版総合戦略事業（デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案） 1. 新規プロジェクト① 2. 新規プロジェクト② 3. 新規プロジェクト③ 【部門別計画】				
実施計画	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施計画の期間は３年間 毎年度見直しを実施					実施計画の期間は３年間 毎年度見直しを実施				

- 基本構想は、まちの将来像を掲げるとともに、その実現に向けた基本理念と施策の大綱を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針なるものです。計画期間は10年間です。
- 基本計画は、基本構想に基づき、具体的な施策展開の方向と数値目標（KPI）を定めています。計画期間は前期、後期とそれぞれ5年間です。
- 実施計画は、基本計画で位置付けられた施策について、向こう3年間で実施する事業を定めています。毎年度見直しを行います。

5. 策定スケジュール

別紙「第五次総合計画後期基本計画策定スケジュール（案）について」を参照